

令和4年度指導監査対象[社会福祉法人]

実施数 5法人

指摘件数 16件

【指摘の内訳】

□評議員・評議員会に関すること 5件

(主な内容)

評議員の選任において、確認書に必要事項の記載がないまま受理されている。

収支予算について評議員会の承認が定時評議員会に合わせて行われているため事後承認となっている。

評議員選任において欠格事由および当該法人との特殊の関係にある者かどうか確認したことを証する書面の確認日が選任決議の翌日以降になっている。

□理事・監事に関すること 5件

(主な内容)

理事・監事の選任において欠格事由および当該法人との特殊の関係にある者かどうか確認したことを証する書面の確認日が選任決議の翌日以降になっている。

理事には、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として評議員会の決議等適正な手続により選任される者が含まれている必要があるが、その確認が行われていない。

□審議状況に関すること 2件

(主な内容)

補正予算の決議を行わずに予算を超えた運営を行っていたため、定款の規定に沿った法人運営を行うこと。

理事長及び業務執行理事が毎会計年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告していない。

□情報開示に関すること 1件

(主な内容)

最新の役員名簿等がインターネットに公表されていない。

□会計管理に関すること 3件

(主な内容)

予算と決算が乖離していることから、必要に応じて補正予算を編成すること。

金融機関発行の残高証明書と財産目録の預金額が一致していないため是正すること。